



島根県報

平成26年10月10日（金）

第2,639号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (防災危機管理課) 2

【告 示】

公有水面埋立ての竣功認可 (漁港漁場整備課) 4

急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件） (砂 防 課) 5

【公 告】

認定特定非営利活動法人の認定 (環境生活総務課) 6

基本測量の実施 (用 地 対 策 課) 6

【特定調達公告】

空港用スノーパ除雪車調達に係る一般競争入札の落札者等 (港 湾 空 港 課) 6

島根県立中央病院における外部接続ネットワーク運用サービス業務に係る随意契約の相手方等 (病 院 局) 7

【公安規則】

放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 7

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第75号）

1 規則の概要

- (1) 救助費用の単価を改定することとした。（第3条・第4条・第5条・第7条・第11条・第14条・第14条の3・第26条関係）
- (2) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第75号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「を収容する」を「に供与する」に改め、同条第3項中「り災者」を「被災者」に、「300円」を「310円」に改め、同項ただし書中「を収容する」を「に供与する」に改める。

第4条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「を収容する」を「に供与する」に改め、同条第2項中「2,401,000円」を「2,530,000円」に改め、同条第6項中「を2人以上収容し、別に定める」を「2人以上に供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい」に、「福祉仮設住宅」を「応急仮設住宅」に改め、同項後段を削る。

第5条の見出し中「炊出し」を「炊き出し」に改め、同条第1項中「炊出し」を「炊き出し」に、「に収容された」を「に避難している」に改め、同条第2項中「炊出し」を「炊き出し」に、「り災者」を「被災者」に、「1,010円」を「1,040円」に改め、同条第3項中「炊出し」を「炊き出し」に改め、同項ただし書中「り災者」を「被災者」に改める。

第7条の見出し中「、生活必需品」を「その他生活必需品」に改め、同条第1項中「たい積」を「堆積」に、「日用品等」を「生活必需品」に改め、同条第3項第1号の表中

円 17,200	円 22,200	円 32,700	円 39,200	円 49,700	円 7,300
円 28,500	円 36,900	円 51,400	円 60,200	円 75,700	円 10,400

を

円 17,800	円 22,900	円 33,700	円 40,400	円 51,200	円 7,500
円 29,400	円 38,100	円 53,100	円 62,100	円 78,100	円 10,700

に改め、同項第2号の表中

5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円

を

「

5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円	2,500円
9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円

に改める。

」

第10条の見出しを「(被災者の救出)」に改め、同条第1項中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同条第2項中「災害にかかった者」を「被災者」に、「及び燃料費等」を「、燃料費等」に改め、同条第3項中「災害にかかった者」を「被災者」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「住宅」を「被災した住宅」に改め、同条第2項中「住宅」を「被災した住宅」に、「52万円」を「547,000円」に改め、同条第3項中「住宅」を「被災した住宅」に改める。

第14条第3項中「201,000円」を「206,000円」に、「160,800円」を「164,800円」に改める。

第14条の2第2項中「及び燃料費等」を「、燃料費等」に改める。

第14条の3第3項第1号中「3,300円」を「3,400円」に改め、同項第2号イ中「5,000円」を「5,200円」に改める。

第15条第1項第1号中「り災者」を「被災者」に改め、同項第3号中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同条第3項中「雇傭」を「雇用」に改める。

第17条第3項中「省令第1条第5項」を「同条第5項」に改める。

第22条中「第27条第4項」を「第10条第3項において準用する法第6条第4項」に改める。

第23条第1項中「省令第4条第3項」を「同条第3項」に改める。

第26条中「第10条第1号」を「第4条第1号」に改め、同条第1号ア中「21,100円」を「23,500円」に改め、同号イ中「15,000円」を「15,400円」に改め、同号ウ中「15,100円」を「15,700円」に改め、同号エ中「14,400円」を「14,200円」に改め、同号オ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号カ中「15,100円」を「18,100円」に改め、同号キ中「13,800円」を「16,600円」に改め、同号ク中「14,900円」を「17,900円」に改める。

第27条第1項中「第10条第5号」を「第4条第5号」に改める。

第29条中「第30条第1項」を「第13条第1項」に改める。

様式第1号(1)及び様式第1号(2)中「、数量」を「及び数量」に、「第26条」を「第9条」に改める。

様式第1号(3)から様式第1号(5)までの様式中「第26条」を「第9条」に改める。

様式第1号(6)中「第26条」を「第9条」に、「公用取消令書発付番号」を「公用変更令書発付番号」に改める。

様式第3号中「第26条」を「第9条」に改める。

様式第4号裏面中「第27条の」を「第10条の」に、「第27条第1項」を「第10条第1項」に、「あつたとき」を「あつたとき」に、「又は貸与」を「、又は貸与」に、「なつたとき」を「なつたとき」に改める。

様式第5号(1)表面中「第24条」を「第7条」に改め、同様式裏面中「できない者」を「できないもの」に、「第45条」を「第31条」に、「6か月」を「6月」に、「、又は5万円」を「又は30万円」に改める。

「

「

様式第5号(2)中

公用令書発付年月日	年月日
-----------	-----

を

公用令書発付番号年月日	第 号 年月日
-------------	------------

に、「第24条」を「第7条」に

改める。

様式第8号中「第29条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第575号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 竣功認可の年月日

平成26年10月1日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番33の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 浦郷四等三角点（北緯36度05分15秒、東経132度59分21秒）から9度43分34秒、587.39メートルの地点

②の地点 ①の地点から219度14分27秒、5.50メートルの地点

③の地点 ②の地点から309度31分26秒、3.10メートルの地点

④の地点 ③の地点から219度14分27秒、81.30メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から129度13分46秒、3.10メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から219度14分27秒、8.20メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から12度18分43秒、37.50メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から45度21分46秒、45.18メートルの地点

(3) 面積

785.90平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成22年11月2日 指令漁第312号

6 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び西ノ島町役場

島根県告示第576号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年10月10日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 区域の名称

西津田（追加）

2 土地の表示

平成24年島根県告示第341号（以下「告示」という。）で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号を結んだ線、標柱12号から15号までを順次に結んだ線、告示で指定した標柱2号と標柱15号を結んだ線及び告示で指定した標柱1号と告示で指定した標柱2号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市西津田町十丁目2273番7	12号
〃 2273番4	13号
〃 2273番6	14号
〃 2277番1	15号

島根県告示第577号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年10月10日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 区域の名称

上野2

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から26号までを順次に結んだ線及び標柱1号と26号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
邑智郡美郷町上野113番4	1号
〃 117番2	2号
〃 117番1	3号、4号、25号及び26号
〃 757番	5号、18号及び19号
〃 144番1	6号及び11号
〃 150番	7号から10号まで
〃 145番1	12号
〃 143番	13号及び14号
〃 142番	15号及び16号
〃 139番	17号
〃 1236番	20号から22号まで
〃 123番3	23号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第49条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 認定特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まごころサービス松江センター
- 2 代表者の氏名
勝部 加代
- 3 主たる事務所の所在地
島根県松江市古志原一丁目14番1号
- 4 認定の有効期間
平成26年10月1日から平成31年9月30日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（地理識別子整備業務）
- 2 作業期間
平成26年11月17日から平成27年2月4日まで
- 3 作業地域
安来市

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成26年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等の名称及び数量
空港用スノーパ除雪車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日

平成26年9月12日

4 落札者の氏名及び住所

第一実業株式会社 代表取締役 山片 康司 東京都千代田区二番町11番19号

5 落札金額

57,132,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成26年8月19日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成26年10月10日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院外部接続ネットワーク運用サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年8月29日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

セコム山陰株式会社 代表取締役社長 藤原 茂資 松江市北陵町34番地

5 随意契約に係る契約金額

24,730,640円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

公 安 委 員 会 規 則

放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月10日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

島根県公安委員会規則第7号

放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則

放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則（平成17年島根県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

「(主たる事業所の所在地) 「
様式第13号中 (名 称) を (住 所) に改める。
(代 表 者 の 氏 名)」 (氏 名)」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。